

刑事施設の事務の民間委託に係る 事業者の登録手続について

構造改革特別区域法により、構造改革特区の認定を受けた地域において、刑事施設における施設の警備や被収容者の処遇の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することが可能となりました。

1. 委託できる事務

構造改革特別区域法(以下「法」という。)第11条第1項及び構造改革特別区域法施行令(以下「施行令」という。)第1条により、構造改革特区の認定を受けた地域においては、刑事施設における次の事務を委託できることとなりました。

- (1) 被収容者の着衣及び所持品の検査,健康診断,写真の撮影及び指紋の採取(第1号)
(収容手続として行うもの)
- (2) 分類調査(第2号)
- (3) 収容監視,施設の警備(第3号)
- (4) 被収容者の着衣,所持品及び居室の検査,健康診断(第4号)
- (5) 刑務作業の技術上の指導監督,職業訓練(第5号)
- (6) 図書検査補助(第6号)
- (7) 信書の検査補助(第7号)
- (8) 携有物及び差入れ品の検査(第8号)
- (9) 領置物の保管(第9号)
- (10) 被収容者の指静脈の情報の電磁的方法による採取(施行令第1号)
(収容手続として行うもの)
- (11) 改善指導又は教科指導に関する講習,講話その他これらに類する事務(施行令第2号)

事務の委託を受けるためには、矯正管区長の登録を受ける必要があります。

2. 登録の要件

登録を受けるためには、次の要件を具備することが必要となります。

- (1) 事務を遂行するための技術的能力と経理的基礎を有すること <注1>
- (2) 過去に取消処分を受けていないこと
- (3) 役員に成年被後見人,被保佐人,破産手続開始の決定を受け復権を得ない者,刑罰を受けたことがある者や暴力団員等がないこと

3 登録の手続

登録を受けるためには、事務の委託を受けようとする刑事施設の所在地を管轄する矯

正管区長 <注 2> に登録申請書とその添付書類を提出して、審査を受ける必要があります（法第 11 条第 2 項，第 3 項，法務省関係構造改革特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第 2 条）。

矯正管区長が登録したときは、登録通知書を申請者に交付します。

審査期間はおおむね 2 か月です。

4 登録申請書及び添付書類

申請者は、別紙の申請書を作成し、次の書類を添付してください。

- (1) 事務を行うに足りる技術的能力を証明する書類
- (2) 過去 3 年間の貸借対照表，損益計算書
- (3) 過去 3 年間の納税証明書
- (4) 定款又は寄付行為
- (5) 登記簿の謄本

申請日前の 3 か月内に発行されたものを添付してください。

- (6) 役員等の住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）

申請日前の 3 か月内に発行されたものを添付してください。

申請書は、持参又は郵送してください。

申請書の「事務の範囲」の欄については、上記 1 (1) ~ (11) の右に記載している各号を記載してください。なお、(1) の事務にあつては、「被収容者の着衣及び所持品の検査」、
「健康診断」又は「写真の撮影及び指紋の採取」に、(4) の事務にあつては、「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」又は「健康診断」にそれぞれ限定して記載することができます。

具体的な記載方法の例は次のとおりです。

- (1) 第 1 号及び第 4 号の事務のうち健康診断のみを登録する場合
「第 1 号（健康診断に限る。）及び第 4 号（健康診断に限る。）」
- (2) 第 1 号及び第 4 号の事務のうち健康診断を除くもの、第 3 号並びに第 8 号の事務を登録する場合
「第 1 号（健康診断を除く。）、第 3 号、第 4 号（健康診断を除く。）及び第 8 号」
- (3) 第 2 号の事務を登録する場合
「第 2 号」
- (4) 第 1 号から第 9 号までの事務を登録する場合
「第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号」
- (5) 施行令第 1 条第 1 号の事務を登録する場合
「施行令第 1 号」

事務の範囲を追加する場合には、追加する事務について新たに登録の申請が必要となります（登録免許税も改めて納める必要があります。）。

5 登録免許税

登録免許税を納める必要があります（登録免許税法別表第1第62号）。

日本銀行歳入代理店（銀行や郵便局）又は納税地を所轄する税務署に登録免許税相当額（150,000円）を現金で納付し、その納付の際に発行される領収証書を別紙の申請書に貼り付けてください。

登録免許税の納付書の税務署欄は、各矯正管区の所在地を管轄する税務署名を記載する必要がありますので、次の税務署を記載してください。

札幌矯正管区	札幌北税務署
仙台矯正管区	仙台中税務署
東京矯正管区	浦和税務署
名古屋矯正管区	名古屋東税務署
大阪矯正管区	東税務署
広島矯正管区	広島東税務署
高松矯正管区	高松税務署
福岡矯正管区	香椎税務署

<注1>

- (1) 定款又は寄付行為において各事務を事業として営むことが目的とされていることが必要となります。
- (2) 上記1(1)及び(4)の「健康診断」については、労働安全衛生規則による定期健康診断を事業者から受託して行った実績があることが必要となります。
- (3) 上記1(1)の「被収容者の着衣及び所持品の検査」、(3)の事務、(4)の「被収容者の着衣、所持品及び居室の検査」及び(8)の事務については、警備業の認定を受け、機械警備業務及び施設警備業務を行う者であり、かつ、警備員を1,000名以上雇用し、これらの者のうちに施設警備業務第1級の検定に合格した者がいることが必要となります。ただし、これらの事務の登録を受けようとする者が、～の条件を満たす会社の子会社又は関連会社である場合は、当該登録を受けようとする者の登録に当たっての条件は、～、（施設警備業務に係る部分に限る。）及び（「施設警備業務第1級」とあるのは「施設警備業務第2級」でも可。）となります。
- (4) 上記1(1)の「写真の撮影及び指紋の採取」、(2)、(5)～(7)、(9)～(11)の事務については、役員、職員その他の法人の事務に従事する者のうちに、各事務を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的知識及び技術又は経験を有する者がいることが必要となります。
- (5) 直前3年の各事業年度において、債務超過の状態が2年間継続し、又は3年間連続して経常損失を生じている場合には、原則として、事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと判断されることとなります。

<注2>

	所在地	電話番号
札幌矯正管区	〒007-0801 札幌市東苗穂1 - 2 - 5 - 5	011-783-3911
仙台矯正管区	〒984-0825 仙台市若林区古城3 - 2 3 - 1	022-286-0111
東京矯正管区	〒330-9723 さいたま市中央区新都心2 - 1	048-600-1500
名古屋矯正管区	〒461-0011 名古屋市東区白壁1 - 1 5 - 1	052-971-5961
大阪矯正管区	〒540-0008 大阪市中央区大手前4 - 1 - 6 7	06-6941-5751
広島矯正管区	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6 - 3 0	082-223-8161
高松矯正管区	〒760-0033 高松市丸の内1 - 1	087-822-4455
福岡矯正管区	〒813-0036 福岡市東区若宮5 - 3 - 5 3	092-661-1137

<問合せ先> 法務省矯正局総務課 P F I 推進班 03-3580-4111(内5841)

年 月 日

矯正管区長 殿

郵便番号 -

申請者 住所
電話番号 () -
法人の名称
代表者の氏名

印

登録申請書

構造改革特別区域法第 11 条第 1 項の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 (ふりがな) 名 称	-----											
2 (ふりがな) 代表者氏名	-----											
3 主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 電話番号 () -											
4 事務を行おうとする 事務所の名称												
5 事務を行おうとする 事務所の所在地	(郵便番号 -) 電話番号 () -											
6 事務を開始しようとする年月日	平成 年 月 日											
7 委託を受けて行おうとする事務の範囲												
審査	登録免許税	財務諸表	納税証明書	定款・寄付行為	住民票写し	名簿調査	欠格審査	警察本部照会	名簿登録	登録通知	責任者(職氏名)印	
登録番号					登録年月日					受付番号		

は記入しないこと。

登録免許税領収証書はり付け欄

